○国土交通省告示第百三十四号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成三十年二月二日

国土交通大臣　石井　啓一

第１　起業者の名称　国土交通大臣

第２　事業の種類　広島西部山系直轄特定緊急砂防事業（１－９－299渓流（鳥越川）・広島県広島市安佐南区緑井八丁目地内から同区緑井町字鳥越地内）

第３　起業地

１　収用の部分　広島県広島市安佐南区緑井八丁目並びに同区緑井町字上山、字鳥越及び字権現山地内

２　使用の部分　なし

第４　事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件を全て充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

１　法第20条第１号の要件への適合性

申請に係る事業は、広島県広島市安佐南区緑井八丁目並びに同区緑井町字上山、字鳥越、字権現山及び字宇那木山地内の区域（以下「本件区域」という。）を全体計画区域とする「広島西部山系直轄特定緊急砂防事業」（以下「本件事業」という。）のうち、上記の起業地に係る部分である。

本件区域は、砂防法（明治30年法律第29号）第２条の規定により平成27年２月９日付け国土交通省告示第226号、同年12月28日付け国土交通省告示第1269号及び平成28年９月12日付け国土交通省告示第1055号において砂防設備を要する土地に指定されていることから、本件事業は砂防法第１条に規定する砂防設備に関する事業であり、法第３条第３号に掲げる砂防法による砂防設備に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第１号の要件を充足すると判断される。

２　法第20条第２号の要件への適合性

砂防設備の工事は、砂防法第６条第１項の規定により国土交通大臣が施行することができるところ、本件事業は、砂防法第２条の規定による指定と同時に、起業者である国土交通大臣が施行することが告示され、既に本件事業を開始していることなどの理由から、起業者は、本件事業を遂行する充分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第２号の要件を充足すると判断される。

３　法第20条第３号の要件への適合性

⑴　得られる公共の利益

広島西部山系（以下「本地域」という。）は、広島市、廿日市市及び大竹市の３市にまたがる約621㎢の地域で、山裾まで宅地化が進み、人口や資産が集積しており、また、一般国道２号、山陽自動車道、ＪＲ山陽新幹線等の主要交通が横断するなど、社会経済的にも重要な地域である。

その一方で、本地域一帯は大雨により山腹崩壊や土石流が発生しやすい「マサ土」と呼ばれる砂質土が広範囲に分布していることから、平成３年、平成11年など繰り返し大規模な土砂災害が発生しており、近年では、平成26年８月20日豪雨による土砂災害において、死者77人、重軽傷者68人、損壊家屋586棟にも及ぶ甚大な被害に見舞われた。

このように繰り返し大規模な土砂災害が発生している本地域に位置する１－９－297渓流（鳥越川支川１）、１－９－299渓流（鳥越川）、１－９－1003渓流（植林川支川）及び１－９－1004渓流（鳥越川支川２）の４箇所の渓流（以下「本渓流」という。）は、山陽自動車道の広島インターチェンジから北北東約３kmにある阿武山の南側斜面を源頭部として、南方向に流下した後、同区緑井八丁目で八木用水と合流し、その後南西方向へ進路を変え、安川を潜りさらに南下して、長束一丁目付近で一級河川太田川へ注ぐ渓流である。

本渓流の下流域は、広島市中心部と郊外を連絡する一般国道54号の沿線でもあることから、広島市近郊のベッドタウンとして山麓の谷出口まで宅地化が進んでいる地域である。一方で、本渓流は、平成26年８月20日豪雨による土砂災害発生後に実施された土石流危険渓流緊急点検において、土砂災害時に崩れたまま渓流に残っている不安定な土砂（以下「不安定土砂」という。）が堆積しているなど、豪雨時には土石流が発生する危険性が依然として高い状況にあることから、緊急避難体制を確保するとともに緊急的な対応が必要な渓流（危険度評価Ａ）として評価されている。

本件事業は、本渓流の下流に位置する家屋等を保全対象として、不安定土砂に対する安全性を確保するとともに、100年超過確率の降雨量に伴って発生する可能性のある土砂等を抑止及び捕捉することを目的として、本渓流に砂防設備を整備する事業であり、本件事業の完成により、豪雨時における土砂災害を抑制し、本渓流の下流域の住民の生命及び財産並びに道路等の社会資本の保全が図られるものと認められる。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

⑵　失われる利益

本件事業が生活環境等に与える影響については、本件事業は環境影響評価法（平成９年法律第81号）等に基づく環境影響評価の実施対象外の事業であるが、起業者が平成27年12月及び平成28年２月に、同法等に準じて任意で工事実施に伴う騒音及び振動による影響を調査しており、その結果によると、振動については法令に定められた基準を満足するとされており、騒音については法令に定められた基準を超える値が見られるものの、防音壁の設置により基準を満足するとされていることから、起業者は本件事業の施行に当たり、当該措置を講ずることとしている。

また、起業者が平成28年７月に任意で実施した動植物に関する調査等によると、本件事業の施工区域内及びその周辺の土地において、動物については環境省レッドリストに絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているサシバ、準絶滅危惧として掲載されているトノサマガエル及びオオムラサキその他これらの分類に該当しない学術上又は希少性等の観点から重要な種（以下単に「重要な種」という。）が、植物については環境省レッドリストに絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているホンゴウソウその他この分類に該当しない重要な種が確認されている。これらについて、本件事業が及ぼす影響の程度を予測したところ、改変区域外に生息又は生育が確認されていることから影響は極めて小さい、又は保全措置の実施により影響が回避若しくは軽減されると予測されている。主な保全措置としては、オオムラサキについては、本件事業の施工により生息環境の一部が改変されることから、専門家の指導助言を受け、確認された幼虫の改変区域外への移設の保全措置を講じている。加えて、起業者は、今後工事による改変箇所及びその周辺の土地で重要な種が確認された場合は、必要に応じて専門家の指導助言を受け、必要な保全措置を講ずることとしている。

本件区域内の土地には、文化財保護法（昭和25年法律第214号）による周知の埋蔵文化財包蔵地は存在していない。なお、工事の実施に当たり遺構等が確認された場合は、起業者は、広島市教育委員会と協議の上、必要に応じて発掘調査等を行い、記録保存を含む適切な措置を講ずることとしている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

⑶　事業計画の合理性

本件事業は、本渓流の下流に位置する家屋等を保全対象として、不安定土砂に対する安全性を確保するとともに、100年超過確率の降雨量に伴って発生する可能性のある土砂等を抑止及び捕捉することを目的として本渓流に砂防設備を整備する事業であり、本件事業の事業計画は、国土交通省河川砂防技術基準（平成16年国土交通省河川局策定）等に定める当該目的で実施する事業の規格に適合していると認められる。

また、本件事業の建設位置については、各渓流毎に下流案、中流案及び上流案の３案について、社会的、技術的及び経済的な面により検討が行われている。１－９－297渓流（鳥越川支川１）については、申請案である上流案と他の２案を比較すると、申請案は、取得必要面積は最も多くなるものの、砂防堰堤設置箇所に不安定土砂が少なく地盤改良の範囲が狭いことから施工性に最も優れていること、事業費が最も低く抑えられることなどから、総合的に勘